Hokkaido Snow Travel Expo 2027 事業業務説明書

１　業務概要

（１）　業務内容

欧州の旅行会社を北海道へ招請し、スノーリゾート及び地域観光資源の視察、商談会及び交流事業を実施することにより、北海道及び札幌市への冬季旅行商品の造成促進及び送客拡大を図ることを目的とする。

（２）履行期限　　２０２７年３月２６日

２　企画提案書作成

（１）提出書面：日本産業規格Ａ４縦版、横書き及び左綴じを基本とする。

（２）企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。

（３）提出期限までに担当部署に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

（４）特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。

（５）企画提案書は、具体的かつ簡素に示し、「４（１）審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。

① 事業全体のスケジュール

② 本事業の実施体制（人員・経験等）

③ 概算見積内訳（各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること）

④ 令和１０年３月３１日まで有効の全省庁統一資格審査結果通知書の写し

⑤ その他参考資料

３　企画提案書の提出期限、場所及び方法

（１）提出期限

２０２６年１１月２日１２時００分必着

（２）提出場所

〒０６０－０００２　北海道札幌市中央区北２条西１９丁目８番　札幌第４合同庁舎東館

北海道スキープロモーション協議会事務局（国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課内）

担当：田尻、石田

ＴＥＬ：０１１－２９０－２７２３

E-mail：hkt-skiinghokkaido@ki.mlit.go.jp

（３）提出方法

３（２）のＥメールアドレスへ社名有版＋社名無版を提出

北海道スキープロモーション協議会事務局宛へ１通（２０ＭＢ未満の容量）

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

４　企画提案書の審査

（１）審査項目と審査基準

① 業務内容の理解度：業務目的、業務内容について十分理解しているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅しているか。

② 提案内容の具体性：事業の構成が具体的なものとなっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。

③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案となっているか。
より一層の効果が期待できる提案となっているか。

④ 業務実施の確実性：業務を安定的に遂行するために適した業務体制（人員等）、
スケジュールとなっているか。

（２）審査方法

① 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。

② 北海道運輸局内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案書ごとに４（１）①から④の審査項目について評価を行う。

③ 各審査委員による採点の合計点が基準点以上で、且つ、順位点を加点した最も高い企画提案書を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。

④ 総合計点が最も高い企画提案書を提出した者が複数ある場合には、委員長の決するところによる。

５　企画提案書に係る質問

（１）受付窓口

３（２）に同じ

（２）質問受付期間及び方法

２０２６年１０月１９日から２０２６年１０月３０日まで間の平日、９時００分から１７時００分まで書面持参、上記メールアドレスへＥメール（２０ＭＢ以内容量）すること。

（３）回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する。

（４）質問を受け付けない項目

① 他の応募者からの企画提案書の提出状況に関すること。

② 費用積算に関すること。

６　書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

７　契約書の作成

要

８　支払条件及び概算予算額

（１）支払条件

本業務完了後、北海道スキープロモーション協議会事務局が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから３０日以内に代金の支払いを行う。

（２）概算予算額

￥20,000,000 円（消費税込み）

１０　その他

（１）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（２）暴力団排除に関する誓約を承諾の上、提出すること。
（３）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
（４）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
（５）企画提案書が特定された場合には、北海道スキープロモーション協議会事務局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
（６）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは契約関係を生じるものではない。
（７）企画提案書を提出した者のうち、企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
（９）本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。